



## 4 国民年金は どこが運営しているのですか？

**国民年金は国（厚生労働省）が責任を持って運営しています。**

国民年金は国（厚生労働省）が責任を持って運営しています。国民年金業務の担当窓口は、年金事務所と市区町村（一部の業務のみ）になります。保険料の納付先は日本年金機構ですが、届出書などの提出先は市区町村になります。

保険料が納められていない場合、年金事務所から納付の催告（案内）をすることになります。催告状は年6回送られます。

国は、加入者が納める保険料の2分の1に相当する額を年金支給時に負担しているほか、国民年金の運営に関わる業務に必要な費用も負担しています。この国の負担金は税金でまかなわれているものです。

したがって、国民年金から年金を受けられなくなると、このような国の負担分も受けられないという結果になります。

国民年金制度から支給する基礎年金制度の財源は、おおまかにいうと、加入者の納める保険料の全額+基礎年金額の2分の1+積立金の運用収益です（国庫負担が2分の1の場合）。

なお、厚生年金保険・共済組合等の加入者や、事業主が納める保険料のなかの国民年金保険料相当額（基礎年金部分）も財源となっています。

### 保険料

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料は定額 ：月額<b>15,250円</b> (平成26(2014)年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料は報酬に比例 厚生年金の保険料率： 17.120%（平成26年8月ま で）17.474%（平成26年 9月～平成27年8月まで）</li> <li>○労使折半で保険料負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者本人は負担不要</li> <li>○配偶者の加入している制 度の保険者が負担</li> </ul>